

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	福祉医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、福祉医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県板倉町長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療費の支給に関する事務
②事務の概要	・板倉町福祉医療費の支給に関する条例に基づき、子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用(以下「福祉医療費」という。)を支給する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ①福祉医療費受給資格の認定の審査に関する事務 ②福祉医療費受給資格の更新の審査に関する事務 ③福祉医療費の支給の審査に関する事務 ④福祉医療費受給資格の変更の審査に関する事務
③システムの名称	1 福祉医療システム 2 宛名システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

福祉医療ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・板倉町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 別表第1第1項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・板倉町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 別表第2第1項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康介護課
②所属長の役職名	健康介護課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 保険医療係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に倣い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。対象者からの申請に基づき、個人情報の入手を行い、目的外の入手が行われないよう徹底している。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、必ず複数人での確認を行うことで対策を講じている。これらのことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	基幹系システムにおいて、各職員が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧できる制限がかけられている。 また、統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧できる制限がかけられている。そのため、担当していない業務について特定個人情報を紐づけることはできない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	団体内統合宛名システム 福祉医療システム 中間サーバー	1 福祉医療システム 2 宛名システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー	事前	
令和7年10月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	福祉医療費受給資格者情報ファイル	福祉医療ファイル	事前	
令和7年10月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 保険医療係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事前	